平成２４年（フ）第１９９号
愛媛県松山市苞木甲59番地16
債務者　髙橋　政緒
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２号
福岡県久留米市城島町内野295番地１　エモアメゾン201号
債務者　田川　智秀
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１４２号
福岡県久留米市上津町1764番地２
債務者　久保田　勲
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１４３号
福岡県久留米市上津町1764番地２
債務者　久保田峯子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１４４号
福岡県久留米市上津町1764番地２
債務者　久保田直也
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第６９号
長崎県長崎市かき道５丁目３番７―202号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町久留里郷250番地７
債務者　山口　孝志
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
長崎県長崎市網場町457番地２
債務者　入江　直子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
鹿児島県奄美市名瀬入舟町８番21号有村ビル501号
債務者　森島利志章
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第２７号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目25番63号　サンハイツ中央201号
債務者　福滿　敏郎
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿81番地の102、前住所仙台市青葉区錦ケ丘６丁目22番地の13
債務者　阿部　智彦
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
福島県郡山市富久山町久保田字水神山９番地の４
債務者　渡邉ミツ子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
石川県小松市今江町２丁目348番地
債務者　北川　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２２号
兵庫県淡路市生穂1296番地　生穂団地Ｂ―102
債務者　天野　安敏
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
福岡県宮若市乙野770番地５
債務者　谷口　徳顕
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第５３号
福岡県宮若市金丸795番地２
債務者　岩見　りか
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１０８号
大分市金池南１丁目３番26号　ロン・ポワン502号室
債務者　御手洗弓子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７号
金沢市高畠１丁目515番地　セジュール貴102号、住民票上の住所金沢市高畠１丁目515番地
債務者　北山　実佳
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
富山地方裁判所民事部